

## 「学校の働き方改革」と「改正給特法」に関する声明

2020年2月12日

福島県教職員組合

中央執行委員長 角田 政志

昨年末、第200回臨時国会において「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下、「改正給特法」）案」が可決、成立した。「改正給特法」のポイントは、2019年1月に策定された「勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針にすること（第7条関係）と、中教審答申をふまえ長期休業期間中等に「休日のまとめ取り」を行うことができるように「一年単位の変形労働時間制」を各自治体の判断で教育職員に適用可能とさせること（第5条関係）である。

第7条関係「勤務時間の上限」については、今年1月17日に文科大臣が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」）」を告示し、同時に通知を発出した。これにより、教育職員の事実上の超過勤務時間である「時間外在校等時間」の年360時間以内、月45時間以内への制限とサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置が具体的に示された。

今後、今年4月1日法施行にむけ、「指針」を参考に県教委で業務量の適切な管理に関する「方針」を策定・教育委員会規則を制定し、2月14日開会の2月県議会では給特条例への反映にむけた改正手続きが行われる。

今回の「指針」は、「教員に超過勤務を命じない、超過勤務手当を支給しない」と定めた1971年成立の「給特法」の内容と大きな内部矛盾を生じさせるものであるが、約半世紀続く「教員定額使い放題」「時間軸なき学校労働」とも揶揄される現状からの大きな前進が期待できる内容である。長年にわたる私たちの運動の成果である。事実上の超過勤務時間が法的に制限され、教育委員会や校長が教育職員の業務量を適切に管理する責任が明確化された意義は大きい。県教育委員会の誠意ある「方針」の策定と教育委員会規則の制定、さらには2月県議会での有意義な議論による条例改正に期待したい。その後、年度内に市町村教育委員会でも「方針」の策定と教育委員会規則の制定が行われる。

一方、第5条関係の「一年単位の変形労働時間制」については、文科省は詳細を3月に発出予定とし、条例制定を6・9月で行うとのスケジュールを示した。第5条関係は納得し難い制度の導入に関する内容であるため、3月の文科省詳細の発出を待って、概要や問題点を明らかにしたい。

福島県教職員組合は、動向を注視しながら、子どもたちの豊かな学びと持続可能な学校教育の実現をめざし、活動を続けていく。